

令和4年

# 議会運営委員会記録

令和4年1月11日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和4年1月11日（火曜日）  
午前10時22分 開会 午後 1時21分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	待鳥美光 議員	副委員長	富澤啓二 議員
委員	鳥飼雅司 議員	委員	内山恵子 議員
委員	金井伸夫 議員	議長	齊藤克己 議員
副議長	安保友博 議員	委員外議員	菅原満 議員
委員外議員	小嶋智子 議員	委員外議員	松永靖恵 議員
委員外議員	萩原圭一 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	遠藤秀和
議事課長補佐	本間修	主任	小林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 議長の諮問に関することについて  
議会改革について

午前10時22分 開会

○待鳥美光委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、オブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

加えて、今回も議題とします特定事件8、議会改革について、過去の経緯等に精通しています菅原議員をオブザーバーとして呼びしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

本日は、前回11月18日に開催した協議内容に引き続き4回目となります。

議題は議会改革のテーマ案一覧の項目の2、陳情の扱いについてと、1、議会運営委員会の運営等について、の順番で協議を行います。

初めに、陳情の扱いについてです。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望から説明を願います。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 それでは、陳情の取扱いについて、新しい風・希望からの提案について説明申し上げます。

まず、提案する内容として、陳情の扱いについて採択、不採択の取扱いをやめる。2、陳情については提出者の提案として取り扱う。3、委員会の委員間での協議、議員の調査に基づく協議を行う。4、和光市議会基本条例で示されている内容の充実を図る。以上ですが、この提案する内容の理由として、陳情については単に採択、不採択の採決に付すことではなく、和光市議会議会基本条例に基づき、例えば施設整備については場所、財源、維持についての検討も含めて、議会として検討も必要なのではないか。条約などの国政に絡むものについては、理解を深め、議員間での協議を行うことが必要ではないか。現状は、陳情の趣旨から、あるいは陳情書の総論と各論の扱いから、趣旨採択とすることがしばしば起こります。本来は趣旨に当たっては可決か否決であるのが原則で、趣旨採択自体が望ましいことではないと考えています。趣旨採択ということであるなら、採決に付すことではなく、委員間協議により取りまとめることを検討することが考えられます。この場合は、一致しなかった場合には、例えば一般質問で

各議員が取り上げる等のことが考えられます。

先ほどの提案する内容として、和光市議会基本条例で示されている内容の充実を図るということをお願いしましたがけれども、一応念のためにその該当箇所を読み上げます。

議会基本条例第3条第1項第2号、「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。」議員の責務と活動原則第4条、議員は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。1、「議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を充実させること。」2、「市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。」3、「個別的な事案の解決だけにとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。」第5条第4項、「議会は、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者等から意見を聴くよう努めるものとする。ただし、陳情は、その内容が請願に適合するものに限る。」

また、この陳情の取扱いの見直しに当たっては、幾つか検討事項があると考えています。まず、陳情に関する会議規則の見直し、市議会の会議規則第145条です。それから、陳情の協議手法の検討、委員会へ陳情配付、協議、検討、本会議での報告の手順、見直しに当たっての準備、周知が必要。具体的に言うと、現在は陳情の審査について議会運営委員会から各常任委員会に付託されていますけれども、これが付託ではなくて諮問という形になり、常任委員会では参考人の意見聴取、あるいは協議等は今までどおり行いますけれども、その上で、採決ではなく全体としての取りまとめを行う。そして、本会議ではその報告、まとまった案件の場合は委員会で協議して、執行部への提言などの対応を行うというような形を考えていますが、これはまた検討が必要であると思います。例えば、このような扱いをしている市議会は既にあるということですが。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

改革事案について確認等質疑がありましたら挙手願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 委員での協議というのは具体的には常任委員会で協議するんですか。その協議の場というのは、なかなか陳情そのものに手を加えるとかというのは時間も要するし、委員会場ではないところで協議しないと、なかなか合意を図るのは難しいんじゃないかなという感じがしますが、どんなものでしょうか。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 これは私の考え方になりますけれども、今、陳情に関しては各会派からの意見を言って、言いつ放しというか、各会派の意見として表明するだけで、その先の議員間討議はほとんど行われていない状況かと思っています。それを先ほど幾つかの例を挙げましたがけれども、その陳情の内容によって議員間討議することで、内容の理解あるいは今後の課題等が各自明ら

かにもなっていますし、その中で、まとまれば委員会として提言につなげる、まとまらなければ、それに賛同する委員が個々の一般質問等で取り上げて、課題を当たっていくというふうなことで考えています。

○富澤啓二副委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 考え方は分かるんですけども、そういった調整の場を常任委員会の場でやるのかどうか、やろうと思えばできるかと思うんですけども、そこら辺はどういうふうに考えていますか。

○富澤啓二副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 常任委員会でどういうふうな形になるかというのは、先ほど申し上げたのは一つの例なので、議会基本条例の中でそうした取組が本来必要だというふうに理解したので、それに基づいて改革をしていくと考えていますけれども、手続的にどのような形になるかというのはまた検討が必要かなとは思っています。

○富澤啓二副委員長 オブサーバー、菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 少し補足ですけども、基本的には委員会でその内容が常任委員会の内容に合致すれば、その常任委員会で専門的に協議をしていただくということを想定しております。先ほど待鳥委員からも説明ありましたけれども、そのやり方等については検討していく必要があるのかなと考えています。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今、いろいろ説明を聞いてきたんですけども、ちょっと分からないのが、陳情で上がってきますよね。その陳情を調整して議員間で協議というかいろいろ精査してやっていくというのは分かるんですけども、陳情が上がってきて、まず委員会に振り分けられますよね、どこの委員会になるのかという。その流れ的にどういうふうになっていくのかというのが見えてこないというか。陳情が上がってきて、まずどこの委員会で審査をしますというのが振り分けられたときに議員間で討議をするのか、どこの場面でそれが出てくるのかというのが分からないので、詳しく教えてもらいたいです。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 今、現行は、市民から提出されて、その形式が整っていれば、議会運営委員会に上がってきて、そしてそれを委員会に付託するという形で、委員会の中では参考人が可能であれば招致して、審査して、採決するという手順だと思うんですけども、議会運営委員会に上がってくるまでは同じです。それで議会運営委員会に付託をするということは、それに対して賛否を決するということになりますので、諮問という形で、どちらの委員会にというのは現状と同じだと思います。それで参考人の意見も聞き、そしてそこで各会派の意見も当然言い、その中で議員間討議をして、それで一つの形としてまとまれば、本会議で報告をして、それで

意見書としてまとめるとかそういった形になるかと思うのですけれども、まとまらなかった場合、今は不採択とするか、もしくは趣旨は分かりましたという趣旨採択ですよね。それで、議論自体は議員間の中で深まっているとは言えないので、形として趣旨採択にするか、あるいは否決するかという形になりますけれども、そうではなくて、議員間討議をした上で、全体としてまとまらなかったとしても、採択、不採択とするのではなくて、その中で内容に共感した議員がその後一般質問で取り上げるとか、そういう形につなげていくということで、どの会派が採択に賛成とか、趣旨採択を例えばするとか、そういう形ではなくて、より問題を深めるという形が取れないかということだと思います。

○富澤啓二副委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 そうなると、例えば陳情者の人が提出したときに、市民の人というのは全て市政のことを分かっているわけじゃなくて、でも、やっぱりこういうことをしてほしいという趣旨というのを、例えば陳情で出てきて、でもこここのところってちょっと違うよというのは議員は分かっているけど市民が分からなかったことがあれば、それはちゃんと文言とか修正して議員間で討議して、それを上げるということが可能になってくるということなのですか。そこら辺のメリットというか、市民にとって陳情にとっていいメリットというのが何かあるのか、ないのか、そこら辺を教えてください。

○富澤啓二副委員長 新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 現状だと、例えば、陳情の中に1項目これはちょっとというものが入っていたりすると、不採択にするか、もしくは趣旨は分かりましたというふうにするかですよね。そこで、例えばこの部分はそのとおりでけれども、ここは現行既にやっているよねみたいな話も、その議員間討議の中で深まっていくし、そうであれば、その中から陳情を採択するか不採択するかではなくて、例えばこの部分でここはすごくよく分かる、そしたらこれだけ外して委員会として提案しましょうということもできるわけですし、あるいは反対の人がいても、賛成の会派が次の一般質問の際にそれを取り上げて提案するということもできるし、それはもちろん公開の場での議員間討議なので、各議員の理解も深まるし、それからどういう議論がなされてどういうことになったというのも、市民の方には当然開示される形になると思います。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

安保副議長。

○安保友博副議長 1点、菅原委員外議員に確認をさせていただきたいんですけれども。

〔「それはおかしいです。まだ」という声あり〕

いや、これまでの経緯の話を聞きたいので。議会改革に精通しているということでお越しいただいているので、一般論として聞きたいんですけれども。

〔発言する人あり〕

○待鳥美光委員長 取りあえず御発言いただいて、その内容によって菅原委員外議員にお願いしますので。

安保副議長。

○安保友博副議長 陳情の取扱いについて、先ほど待鳥委員からお話があったように、今の提案された内容でやっている議会もあるということですが、私の把握している範囲でいうと、逆に採択、不採択の制度を取っている議会のほうが少なく、ほとんどの議会では配付のみというふうになっている。そのところで、どちらのほうが、あくまで一般論で構わないですが、採択、不採択というふうに審査をするのと、配付のみとやっているのと、どちらが進んでいるという認識なのか、それを確認させていただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 どちらが一般的ということですか。

安保副議長。

○安保友博副議長 どちらが議会改革として進んでいるのか。

○待鳥美光委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 どちらが進んでいるとかではなくて、各議会がそれぞれお考えになって扱いを取り決めているわけなので、あくまで進んでいる、進んでいないということではなくて、和光市議会としては、議会基本条例でも議員間討議をやりましょうということではなかなか進んでこなかったという実情もありますし、陳情については、やはり市民提案の政策提案の一つとして位置づけて、議員としてそれを受け止めて、いろいろと議論する、議論するためには調査も必要で、そういった中で一定の協議、結論を出していくということが考えられるのかなということで提案させていただいているので、進んでいる、進んでいないということは一切想定しておりません。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 一つ、これは歴史的なものがちょっと背景として分からないので、あくまで推測というか自分なりの考えになってしまうのかもしれないんですけど、陳情で出てきたものに対して、各議員がそれを問題として捉えたときに、一般質問でやるという話はもちろんそれはあると思うんですけど、やはりタイミングという意味で、時期を逸するという意味でいうと、一般質問でやるためにはその次の議会、一番早くてもという話になってしまうのであれば、陳情で出てきたものを積極的に審査をして採択をするという方向に持っていくという意味では、和光市議会というのは進んでいるのかなと私は考えているんです。

そのときに、先般の陳情の話でもありましたけれども、文面審査だからということで、参考人が来たときに、そこに質疑をして内容を確認したにも関わらず、文面としてそぐわないので採択には持っていけないという話をしてきたという経緯もありますので、それであれば、どちらかといえば、出てきたものを文面審査というふうに一律に切り捨てるのではなくて、それをどのようにしたら採択できるのかというところを改善していくというほうがより現実的だし、もっと直接的なのかなと思いますので、その点について一つの意見として捉えていただければと思います。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 私が先ほど例えば文面がと言ったのは一つの例で、そのことが理由のこの提案ではないので、例えば、そういうものにしても、議員間討議の中でより趣旨として受け入れられるところが明確になるよねという意味で先ほどの例は出しましたので、それが理由でこういう提案になっているわけではないので、その点だけ確認をお願いします。

○富澤啓二副委員長 オブザーバー、安保副議長。

○安保友博副議長 今、委員長から提案されていることに対して、積極的に否定するとかそういう趣旨はなくて、陳情として出てきたものを例えば配付しかやっていない議会の場合であると、陳情として配付されました、それを基に議会としてすぐ動かなきゃいけないということであれば、それはその時点で議運で協議をして、議会として出しましょうという話だってそれは十分あり得る話だし、それは今の和光市議会でも同じようにできるはずなんです。そういう意味でいうと、この採択、不採択というのは積極的に議員がそれについて賛否を話し合うというところでいうと、進んでいるじゃないかというのが私の問題意識なので、だからそういう意味でいうと、これに対して、どちらかといえば、陳情として上がってきたものを、文面審査として文言がそぐわないから切り捨てるんじゃないなくて、これはあくまで議員が出してきたものではなくて、市民から上がってきたものなので、一部文言としてはそぐわないところがあるかもしれないけれども、それは賛成に持っていきましようという議論をするほうが建設的だし、もしそれでも駄目だというのであれば、陳情は陳情として否決はするかもしれないけれども、議会としてこういう内容でやっていきましようという話は、議会改革として今までのやり方を変更するのではなくて、今の在り方のまま、新たにそういうことをするということはできるんじゃないかということを考えています。

○富澤啓二副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 御意見は分かりました。ただ、私の説明が不十分なのかと思うんですが、一つは、先ほど例えば内容について議員間討議を十分にした上で、まともれば本会議に提案をしたり、あるいは理事者側にそういう議会としての意思を通達するようなものを出したりということを考えているわけなので、現状採択となっているようなものに関して言えば、採択と同じ行動が起きるわけなんですよね。

なので、それともう一つ、進んでいる、進んでいないというのがよく分からないですけども、議会改革は各市議会の考え方であるとか、あるいは現状であるとか、陳情の扱いを見てもう各市議会で本当に違うんです。ただ配られるだけというところもありますし、それから今提案しているような形に近い議員間討議がされているところもありますので、どういう方向に進むかというのは各議会の考え方だと思うので、進んでいるのでそれにそろえていこうという話ではないかなと思います。

○富澤啓二副委員長 オブザーバー、安保副議長。

○安保友博副議長 こちらも誤解があつてはいけないんですけども、どっちが進んでいると



か進んでいないとかということ、進んでいるところに合わせようとかそういうことではなくて、今、和光市議会としては陳情に対して真摯に向き合っていて、議員間討議がなされているという認識を私はしているんですけども、その上で、今あったようにこの陳情では採択できないので、改めて同じ問題意識を議会として上げていくのに、こういうふうに修正して、議会として上げていきたいと思いますというようなやり方というのは、今の制度でも普通にできるということを行っているんですけども。

○富澤啓二副委員長 新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 今回の場合であれば採択か不採択か、もしくは趣旨採択ということなので、採択にならなければ議会の意思として表すことはできないですね。

それと、提案する趣旨が採択、不採択の扱いをやめるということとともに、先ほど読み上げました議会基本条例の中で示されている内容を、今以上に充実をさせていくということも主眼なので、そのところはそれに対して採択するか不採択にするとか、趣旨採択で皆さんやりましょうみたいな話にするとか、そういうことではなくて、より議論を深めた上でどういうふうに対応していくかという話なので、主眼としては、議会基本条例にうたわれていることを、より陳情の審査に関してもしっかりとやっていきたいと思いますということが主眼かなと思っています。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

内山委員。

○内山恵子委員 今、陳情の扱いについてというところで説明を聞いて、自分自身でもなるほどなと思うことはあります。特に今陳情については採択、不採択というほかに、この陳情者の意図は分かるけれども、書面としてちょっとこれが成り立たないので趣旨採択という3つの選択肢になっているんですけども、趣旨採択して、そこから先がもう途絶えてしまっただけでは、陳情者の意図を酌んで議会として今後どういうふうに取り扱っていくかの方向性という、そういうものも踏まえて扱っていくという、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 はい、そのように考えています。

○富澤啓二副委員長 内山委員。

○内山恵子委員 そういう方向性でしたら、緑風会としてもぜひやっていただきたいとは思いますが、ただ、どういう方向性というところが何となく漠然としていますので、やっぱり今の状況でしたら、文書として成立していなければ、もうそれは趣旨採択というその扱いになってしまうので、そういう方向性でよろしいでしょうか。

○富澤啓二副委員長 新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 そのことも含めて、これを実現するには、これはこうしましょう、ああしましょう、そうしましょうという簡単に決まることではないとは思いますが。

それで、今日は各会派からのこれを検討する余地があるかどうかということに対して御意見をいただいて、そして一回持ち帰っていただいた上で、もう一回取り扱うということではいかがでしょうか。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 今の委員の経緯を聞いていまして、今委員長おっしゃったような形で難しいところがあるわけで、現状でも委員会の審査の中で自由討議を議員間討議を入れたり、陳情の内容によってはそこで議論を膨らませることもできるのではないかと考えています。一足飛びに理想とするところまでは難しいと思うので、現在今行っているものに対して少し修正をかけたというところからまず手をつけないと、陳情の内容によっても議論する内容によっても、実際には千差万別になってくるので、そこら辺考えていただければなと思うんですけれども。

○待鳥美光委員長 今の議長からの御発言も踏まえて、各会派の意見を伺いたいと思います。

金井委員。

○金井伸夫委員 質問したいんですけれども、議員間討議等で陳情の趣旨あるいは内容を変えることになった場合に、その陳情者に対して説明が要ると思うんですけれども、その説明は納得していただけるような説明はどこがするのか。常任委員会とするのか、そういったことも課題として考えていかなきゃいけないと思うので、その点も今現状の考えがもしあれば説明していただければと思います。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほどの提案説明の中でも申し上げたんですけれども、見直しに当たって必要とされる検討事項として、やはり準備、周知が必要だということで、先ほど議長の御発言にもあった、部分的に、例えば試行的に少しずつ変えてみるということも含めて、かなり準備や市民への周知、陳情の扱いについてを例えば変更するのであれば、こうした形になりますというふうな周知には時間もかけなければいけないと思いますし、必要であると思っています。説明の中でも検討事項としてそれを入れさせていただいています。

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

安保副議長。

○安保友博副議長 1点確認をさせていただきたいのが、議会としての制度を改善するかという話の前提の下で、今会派に持ち帰って話をするということの意味、内容というのは、今は採択、不採択という制度を取っていますけれども、それをやめるということについて検討するのか。というのは、要は陳情で上がったものをそのまま議会の意見として出しますよというふうに、そういうレスポンスをするのか、それとも、これはもう受け入れられないから、もうそれ以降何もしませんがやるのか、それとも修正して議会の意見として出すのかという、いろんな選択肢があると思うんですけれども、もしくは、全体ではまとまらないけれども個人で

一般質問をやるということも含めて。

その中で、議会の制度の改革という意味でいうと、採択、不採択をやめるということは、要はもう配付のみにしますという制度にするしかないのかなというのも一つの選択肢だと思うんです。配付のみにするけれども、これは重要だから議会運営委員会で取り上げて議論はしましようという話に持っていくということをする。だから、そこら辺の議会改革として何を検討するのかということを一且明確にしていただかないと、結局取り上げるものについてはこういう動きはしていますよというのは言えますけれども、取り上げなかった場合に何もしないとなると、配っているのと同じではないかという話にもなると思うんで。何をもち帰って議論してくるのかというポイントを明確にしていきたいと思います。と思います。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほど提案説明の中でどういうことを変えていくということは御説明をしたと思うんですけれども、議会運営委員会に上がってくるまでは同じで、そこから委員会に付託をするのか、それとも諮問をするのか。諮問に対してどう答えるのかという話なので、提案する内容として4項目上げさせていただきましたけれども、もう一度繰り返しますが、採択、不採択の取扱いをやめる、それから、2番目として、陳情については提出者の提案として取り扱う、3番目として、委員会の委員間での協議、議員の調査に基づく協議を行う、4番目として、和光市議会基本条例で示されている内容の充実を図る、この4項目を提案しております。

○富澤啓二副委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 今オブザーバーの安保副議長のお話だと、配付にとどめるというようなお話があったんですけれども、配付にとどめるということではなくて、あくまでも各常任委員会に諮問というような言葉遣いでさせてもらっていますけれども、本来本会議で決定して各常任委員会に付託、そして議決案件となっていくのを、あくまで本会議で諮問するという形の手順にするのか。そういう形にして各常任委員会できちんと協議をすると、市民からの提案として受け止めて協議して結論を出していくということです。

陳情だといっている文言がベースになる、あくまでもそれに基づいて採択、不採択を出すということになります。参考人として提案されている方に来ていただいて、十分お話を伺い、そういった中でその後、議員間で協議して結論を出していくということで、提案された現状だと文言でどうしても縛られてしまう側面もあるので、そういった点で市民提案として受け止めて、議員で協議して結論を出していく。最終的には、委員長のほうから当然本会議では報告をするという方式もあるのかなとは想定しております。

ですので、先ほど提案説明があったような主に4項目ですけれども、それには付随して検討する項目が当然出てくるということでもあります。

あくまで提案している内容は配付で終わるということは決してありません。

○富澤啓二副委員長 日本共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 さっきその4項目を言っておられたんですけれども、採択、不採択をやめるというのは、委員会での採択、不採択をやめて、本会議に持っていくということなのか。そこら辺がよく分からない。採択、不採択をやめるってどういうことなのか。

○富澤啓二副委員長 オブザーバー、菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 先ほど説明したとおり、要は最終的に本会議で採択、不採択、議決に付すというのはやめて、要は駄目ですよ、いいですよという結論しか残らないわけですよ。なので、あくまでもそれはやめて、諮問という形、今ここでは言葉遣いとして諮問という言葉遣いをさせていただきますが、委員会できちんと協議して結論を出してください、ただ内容によってはまとまらない場合があるかもしれませんが、それはこういう協議をして、こういう意見がありましたと、甲という意見、乙という意見、こういう形ですよということで、結論を委員長から本会議で報告していただくということも想定されます。当然、あくまで報告、現状のままだと採択か不採択、要は可か否かどちらかしかないということではなくて、あくまでもその中で議論して、部分的には、議員間討議で委員会としてはこういう形でまとまりましたということですので、協議ということですので、一定程度まとまるということが前提ということとです。

○富澤啓二副委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 でも、陳情は最終的に可か否になるものじゃないかなと思うし、逆に市民が陳情で出してきたものに対して、やっぱり市民は結論を求めたいというか、どうなんだろうという動向はやっぱりすごい気になる。その中で、先ほど菅原委員外議員が言っていたように、諮問されて委員会でもんでいくということですよ。陳情に対してもんで、最終的に結論を出す、その結論というのはどういうふうな形で結論が出てくるのかというのもちょっと見えない。

今まではちゃんと陳情で採択、不採択という結論は出たけれども、それが委員会に諮問されて、その流れというのは最終的にどこの時点で本会議に上がってきて、結論というか、それに対しての市民の回答というか、そこら辺はどうなっていくのか。もう一度教えてもらいたいです。

○富澤啓二副委員長 新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 例えば、現状で採択になっているものに対しては、それに従って、例えば国のものであれば国への意見書を出すとか、あるいは市のものであれば理事者側にそうした要請をかけるとか、そういう形になっていると思うんですけれども、全体としてまとめれば同じような形になるのかなと思います。

ただ、それを採択、不採択でマル・バツみたいなそういう形ではなく、委員会全体でまとめたものを、それを本会議に報告をして、その結果を受けてということであって、それぞれの賛否とか、あるいは趣旨採択みたいな形を、これはまたそうなった場合に後で検討することなんですけれども、議会だよりの表記をどうするかとか、そういったことはまた後になるのかなと思います。

○富澤啓二副委員長 オブザーバー、安保副議長。

○安保友博副議長 今いろいろ話を聞いていて感じたのは、賛否をはっきりさせるという制度を取っている今の和光市議会においては、陳情で出てきたものを採択した場合は、陳情者が提出してきた議長名の要望書みたいなのをそのまま上げるという形になっていると思うんですけども、そうじゃなくて、陳情として上がってきたものを審査した結果、議会としてまとまったので、議長名としてこれを出しますよというのは、改めて議会のほうで調整をしてそれを出すという形に持っていくというほうが、よりスピード感もあるし、議員の中でも皆さんが合意できるという話に、そういうふうな制度に変えたほうがいいのではないかというふうに今思ったんですけども、その点についていかがですか。

○富澤啓二副委員長 休憩します。（午前11時03分 休憩）

再開します。（午前11時18分 再開）

○待鳥美光委員長 議事を副委員長と交代します。

陳情の扱いについては、現状からいうと少し大きな手順も踏まえた改革になりますので、一旦各会派に持ち帰っていただいて、次回もう一度取り上げたいと思います。

そして、今の改革に関して言えば、申合せ事項11の見直し、それから委員会の付託について、それから、その場合に採決を行うことの是非ですね、趣旨ですけれども。それから、これに併せて議会だよりの表記の仕方等付随する課題がたくさんありますので、取りあえず陳情処理の運用について各会派で検討いただいて、ある程度の運用案の提案も含めて、そこまでいかなくてこの趣旨で検討していくということでももちろんいいんですけども、議会改革の中で今後協議していくこととして、取りあえず今回は持ち帰ってもらっていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、1、議会運営委員会の運営等についてのうち、全会一致原則の見直しについてです。

この案件は11月18日開催の議会運営委員会で、意見書案、決議案の提案については会議規則の一部改正で対応とし、併せて申合せ事項の変更を行うことで合意となっています。これを踏まえた上で、提案者から全会一致の見直しについて改革案の説明をお願いしたいと思います。

提案会派から説明をお願いいたします。

緑風会、内山委員。

○内山恵子委員 緑風会としては、現在、全会一致で決定している事項につきまして、少数会派の意見も尊重するということが全会一致になっていますけれども、そうするとなかなか決まらないことが非常に多くなって、膠着状態になっているようにも思えますので、しっかりと議論を尽くした上で最終的に多数決で決するという、そういうことが必要ではないかと考えますので、このように提案いたしました。

○待鳥美光委員長 今の内山委員の御説明に関して、いま一度確認をしたいんですが、先ほど

申し上げましたように、意見書案、決議案に関しては前回の合意があるので、申合せ事項を変更して行うということになっております。そのほかの部分全て含めて、今の多数決という形で御提案ということによろしいのでしょうか。

内山委員。

○内山恵子委員 一番最初にこれを持ってきたときになかなか決まらなかったの、ほかのところから検討はしておりますけれども、やはり原則多数決で本会議なども決しているんですから、しっかりと議論を尽くした上で多数決で決するという、そういうことも必要なのではないかと思います。

○待鳥美光委員長 それでは、この提案、議会運営委員会の議題について多数決による決定とすることについての提案に対して、各会派の意見を伺いたいと思います。

まず、今の御提案についての確認等ございましたら挙手願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 全会一致原則の見直しが適用しようとしている案件は、意見書案と決議案以外のことだということなんです、具体的にどんな内容のものがあるのか。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 以前、議運のほうに上がってきた、例えば議場に国旗を掲揚とか、そういうことも全会一致に至らなかったの、市民から提案されたものも実現に至らなかったとか、そういうこともありますので、やはり議論をし尽くした上で、最終的に多数決でやるということも必要なのかと。当然意見書案とか決議案とかそういうものもあるんですが、それ以外にも議会運営委員会に付託された案件で、実現に至っていないこと等がありますので、そういうことも含めて御検討いただければと思います。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 例えば国旗の掲揚については、これは陳情か何かあったんですよね、市民から。

〔「市長への手紙」という声あり〕

市長への手紙。

陳情についてはこれは多数決ですよ。だから、市長への手紙について多数決でやるということについては、ちょっと今、賛否がなかなか判断しにくいというところがあるんですけども。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 補足なんです、明確に議会として賛否を出す、可決するか否決するかというものだけじゃなくて、議会運営に関して、ある事項についてやるかやらないかというそういうものについて、今、運用として、もしかすると以前にも話してはいますが、そういう認識じゃない、共通ではないのかもしれないけれども、緑風会としては今全ての事項について全員一致じゃなければ、やる、やらないも決まらないという状態になっているというふうに認

識をしています。なので、国旗の掲揚に関しても上がってきたからどうこうじゃなくて、議会としてそれをやるかやらないかという判断をするときに、議運の中で全会一致じゃなければいけないのではなくて、それも議論を尽くしてしっかりと合意形成を図った上で、それでもまともならなければ賛否を多数決で取るという形でするのが、本来の姿ではないかということをご提案をしています。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 説明に対する確認のことを今話さなきゃいけないということでしょうか。

○待鳥美光委員長 先ほど説明が終わりまして、それに対する確認が今あれば挙手を取っています。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 多数決とした場合に、それぞれ思想とか信条とか考え方というのが違ったりするところで、強引に多数決に持って行ってしまうと、例えば少数意見のマイノリティーとマジョリティーみたいな感じで、本当に少数の人の意見というのはどんどん置き去りになっていってしまうのかなという部分を危惧しているんですけれども、そこら辺というのはどういうふうに配慮していくのか。何が何でも多数決でどんどん進めていってしまうとちょっと怖いと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに考えているのか確認したいと思います。少数意見という部分をどういうふうに守ってあげることかということを確認したい。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 少数意見を決して数で圧倒するのではなく、しっかりと双方の言い分を聞いて、その中で最終的に決めるという段階で多数決、そのような形を考えております。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 補足なんですけれども、原則としては極端に言うと、議論すらせずに多数決で決めてしまうということももちろんできるんですけれども、そうではなくて、しっかりと議会運営のことなのでそれは全員でコンセンサスを取って、同じ方向を向いてやっていきましょうということ、議論を尽くすということは必ず必要なことだと思っています。それが少数意見を酌むことにもなるし。ただし、1名が反対をしたということによって、今やろうとしていることが全てできないという、要するに変更ができないということになってしまうと、結局それは多数決の逆転現象が起こってしまうので、それは原理原則にのっとって、しっかりと多数決というのが本来の民主主義ですよということを確認をする意味でも、その部分については少数意見をしっかりと取り入れた上で、本来の姿に戻していくという形で考えております。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 議会の意見をやはり集約させていくというのは、いろんな意見があってもそれは当たり前なので、なかなか難しいところだと思うんです。ですけれども、現状でも多数の意見は大体占めているのであれば、反対の方がおいでになってもその方に了承していただいて、全員賛成というような形で議会を運営している場合も多いので、趣旨としては多数決を取ると

いうことであっても、同じ意味合いでやっていっていただければいいのかなと思います。やはり議論を尽くした上で納得して、最終的には自分の意見が折れる場合もあるでしょうけれども、それでも全体としてまとまっていくというようなところを目指していければいいのかなというふうに思っています。

○待鳥美光委員長 では、各会派から御意見を伺いたいと思います。

まちづくり市民の会、金井委員。

○金井伸夫委員 確かに全会一致原則では、社会の変化に合わせて議会の運営を変えていくということも必要な面があるかと思しますので、そういったことで会派に持ち帰って改めて検討してみたいと思っています。

○待鳥美光委員長 共産党、鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 すごい本当に難しい問題だと思うんです。ここの全会一致が本当に足かせじゃないけれども、それがあることによって前に進まない部分があるというのも理解しているし、だからそこら辺の部分で多数決という方法を取るということは、これから何かを進めるときにすごい前に進むのかなというのは思うんですけども、やはり少数意見だったりという部分をいかに配慮してもらえるかというところが大事になってくると思うし、最終的に多数決で決めるというのは本当に理解はできるんですけども、そこら辺の部分はどういうふうにそれぞれの委員が考えるかというところを、もうちょっと考えてほしいなというところで、そこら辺も日本共産党も会派に持ち帰って前向きに検討していきたいとは思いますが、今は何とも言えません。

○待鳥美光委員長 公明党、富澤委員。

○富澤啓二委員 公明党は多数決に関して試みるべきであろうと思います。憲法、法律に準拠していれば問題はないというふうに考えています。

合意形成の努力、議論を尽くす、先ほどほかの委員から発言がありましたが、その努力を尽くした結果としての多数決というのは、世の中を動かしている民主主義の原理原則ですので必要であろうと思います。試すということに関してはトライするべきだろうと思います。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

新しい風・希望、待鳥委員。

○待鳥美光委員 前回、意見書案等についての扱いが決まったというところで、そこは決まったとおりに運用していくということになるかと思いますが、もともと議運は議会運営を円滑に行うために協議をする機関なので、例えば地方自治法とか委員会条例とか会議規則の運用を中心とする決定が多いかと思えます。これらの規定にはまず反することができないということと、それから議案決定は法律とは異なりますので、議運は法的には拘束をしないわけですけども、運営の協議のための議運の決定を尊重する責務は各議員にあるということで、本来的に議員全員が尊重するためには、全会一致の決定が望ましいとは思っています。

ただ、これまでも実際にあったかと思うんですけども、どうしても一致しないときに、多



多数決の原理で決着をつけるほかない場合というのがあって、確か前半2年で多数決を取ったことが1回ぐらいあったかと記憶をしていますので、あくまでも全会一致は原則ということだと思います。

ただ、それを多数決で決めるというふうにしてしまうと、やはり数の論理でいろんなことが決まっていってしまう危惧がありますので、実際には決まった場合は議運の決定事項に仮に不満を持っていたとしても、これを尊重する政治的道義的責務はあるわけですよ。なので、多数で決まっていってしまうということはやっぱり避けなきゃいけないと思っているので、原則、これは意見書等を除く議会運営に関してですけれども、全員が納得をしてきちんと守っていくということを前提とする議会運営の決定に関しては、原則全会一致を維持すると考えています。

それで、その中でどうしても時間的にも結論を出さないといけないという際には、たしか齊藤議長が議運の委員長だったときだったと思うんですけども、1回多数決を取っているんですね。あくまでも全会一致は原則なので。だから、原則としての全会一致は動かさず、場合によって委員長の判断で多数決を取ることもやむを得ないというそういう意見です。先ほど議長が言われたのに近いかなと思います。

最初から多数決でというのは、もちろん議論を尽くした上でという説明がついていますけれども、原則はあくまでも全会一致を目指していくというそういう意見です。

**○待鳥美光委員長** 議事を副委員長と交代します。

休憩します。(午前11時35分 休憩)

再開します。(午前11時45分 再開)

ただいま会派に持ち帰りたいというふうな御意見もございましたので、次回に持ち越したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、本日の全会一致の原則の見直し、そして陳情の取扱いの見直しについては、各委員の方、会派に持ち帰って十分な検討をして、次回に臨んでいただけるようお願いをいたします。

以上で本日の議題は終了となります。

次に、次回の日程についてです。協議事項は今回の項目を引き続き行うということで、日程についての確認になります。

休憩します。(午前11時46分 休憩)

再開します。(午前11時47分 再開)

それでは、次回の日程の確認になります。日時は2月1日火曜日、時間は10時から始まる全員協議会終了後ということにいたします。委員の皆様、よろしく願いいたします。

齊藤議長。

**○齊藤克己議長** 7名の議員から12月定例会の一般質問における富澤勝広議員に対する答弁において、4項目にわたって申入れ書が来ております。その中に本件について議会運営委員会に

て、議題として議員間協議をすることを求めるというような内容も盛り込まれておりますので、この場において各議連のメンバーに配付をしたところでございます。確認のほどよろしく願います。

○待鳥美光委員長 ただいま齊藤議長から御発言がございましたが、今日は確認をするということによろしいんですか。

○齊藤克己議長 何か御意見があれば。

○待鳥美光委員長 では、御意見ある方はいらっしゃいますか。  
金井委員。

○金井伸夫委員 この申入れ書の1番については、当該の議員の質問に対する答弁が問題があったということなんですが、一般質問を聞いていて、その当該の議員の質問が繰り返し同じような質問をしている傾向がありますので、同じ質問を繰り返しても答弁が出てくるとか、変わるとかないと思います。もう一度レビュー、どういう質問であったか確認する必要があるんですが、この文章を拝見して、1番についてはそういう印象です。

それから、2番については、これは確かに特別委員会でも何度も質疑しているんですが、明確な回答がなくて、理事者側はそれでいいんだということを繰り返していますので、多分根拠というのはないんじゃないかと思うんですが、これは後に和光市で交付要綱を作成しているということもあったらしいので、ここら辺ははっきり文書で回答を求める必要があるということで、ちょっと1番と2番で私の認識が異なりますので、ここら辺、お聞きできたらと思っています。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 この申入れ書は富澤勝広議員に対しての申入れになっているんですけども、それ以外にも、今回の議会の中で一般質問の中で小嶋議員に対しても何か横からそういった、質問をしている最中なのに、そういうやり取りがあったということで、今ちょっと議会の中がどうなっているんだろうという部分があるので、そこら辺のことも今後本会議場の中でどういうふうになっていくのかなというところが少し心配だなと思っているんですけども、今回のこの申入れに関しては富澤議員だけなんですけれども、そこら辺を整理してやっていただきたいなと思います。

○待鳥美光委員長 進行する側として確認したいんですけども、この議員間協議というのは今日ということじゃなくてよろしいんですよね。これ今見て今読んでるので……。

〔「説明してもらえばいいんじゃないですか」という声あり〕

それと、もう1点、現状は提出者が有志という形ですけども、こうした申入れ書に関して齊藤議長はどういう対応になるのか御説明を。

○齊藤克己議長 理解しているところでは現状7名の方からの議員で、もちろん申入れ書という形では通常正式な流れの中での議連なりあるいは議会議長としての取扱いというのは難しいところだと思いますけれども、お示ししたのは、7名の議員の皆さんからこういうような、そ

れぞれ認識は違うんでしょうけれども、12月定例会においてそのようなやり取りがあったことに対して意見が表明されているということですので、議運の中で白黒ということではないにしても、今後の議会運営の中で認識をしていただければということを受け取ったところでございます。

○待鳥美光委員長 そうすると、議運でこれを受けて委員で対応を検討して、そしてどういう手順になるんですか。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 手順といいますか、これ自体内容はそれぞれ対象も違いますし、項目も違う内容だと思いますので、これを一つにするというのはどうなのでしょう。なかなか難しいと思うんですけども、ただ、こういった認識が一部の議員から上がっているということは知っていただきたいということでございます。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 この1番と2番で具体的に内容は示していますので、この趣旨としては議運で諮った上で、議長名でしっかりと先方に通知をしていただきたい、そのように考えています。

根本的な話ですけども、やはり議員の本分というのは、発言をして、それを会議録に残して、しっかりそれを自分の責任でやっていくということなので、その質問を制限するようなことを執行側からされてしまうと、議員としての仕事ができないということになります。そういう意味でも、また今回副市長ということで、市長は市民から選ばれた対等な立場ですけども、副市長はそうではないという中で、ここはもうそういう意味では、民主主義の根幹を揺るがず、それぐらいの事態だと私は認識しております。

それは、今回の富澤議員に対してもそうだし、発言に対して発言を誘導したりとか、やじを飛ばしたりとかしたそういう副市長の行為については、ここでは申入れはしておりませんが、非常に問題だと考えております。同じ質問を繰り返すことはなぜかといったら、それは答えないからなので、しっかりと議員の質問に対して答えてくれということは議員として言っていかなければいけないことなので、そこだけは一言申しておきます。

○富澤啓二副委員長 議事を委員長と交代します。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 確認なんですけれども、同じ答弁しか繰り返されないということは、それ以上、市側としては答えられないということだったのかなと思うんですが、議員の側はもちろん質問を制限されることはないわけですけども、幾つか申合せはありますよね。例えば進行中の訴訟案件についての質問は控えるであるとか、あるいは特別委員会で扱っているものは特別委員会の中でやるとか、そうした幾つか申合せ事項はあったと思うんですが、そもそも一般質問の通告書を受理して配付しているわけなので、そこはクリアができていたのだろうと思うんですが、その点についてどのような判断なのでしょう。

○富澤啓二副委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 その点について、特別委員会で扱うものに関しては一般質問でやらないということの趣旨というのは、特別委員会の審査が滞ることを防ぐための措置ですので、その周辺のことについて特別委員会で直接扱っていないものについては、それについて一般質問でやることについては何ら妨げるものではないというふうに判断をしております。それは私の委員長としての判断です。

○富澤啓二副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そこには抵触をしないという判断があったということによろしいですか。

○富澤啓二副委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 そのとおりです。

○富澤啓二副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 個別に申合せは申合せとして素直に受け止めていると、その判断がどこでどう、これはオッケー、これは抵触するから控えるとなるのかよく分からないんですけども、それってこの案件に関しては全て受理できないということではなくて、中身で了解がついていくというか、そうだとすると答えられない、あるいは同じ答弁しかできないということがやっぱり問題になってくるじゃないですか。だけれども、そもそもそこは聞かないというお互いの申合せがあったという前提で考えると、だからそこは答弁できないということが逆に理解ができるということになってしまうので、どっちがどうということを知りたいわけじゃないんですけども、その質問していい部分と質問してはいけない部分の切り分けというか、その基準がいまいち分からないと思っています。

○富澤啓二副委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 大前提としてお話しさせていただくと、申合せでその質問をしないようにしますという話というのはあくまで議員間の話であって、それを仮に破って、申合せに反して質問したとしても、執行部側は議員の質問なんだから答えなきゃ駄目なんですよ。それに関して大前提として今言いましたけれども、少なくともこれに関しては訴えの提起というのは特別委員会の案件だけではなくて、訴訟提起ということで個別の案件として上がってきているものなので、それについて質問できないというのであれば、普通の審査もできないということになるので、そういうことではなくて、あくまで特別委員会に支障があるんだったら駄目だというそういう趣旨なので、そこら辺を文言だけ捉えて言うてしまうのは適切ではないと考えています。

○待鳥美光委員長 それでは、時間が過ぎておりますので、これについて次回の議運で扱うということによろしいでしょうか。

安保副議長。

○安保友博副議長 1時から少しできないですか。あんまり時間を置いちゃ、本当はこれ会期中にやりたかったのです。

○待鳥美光委員長 今日の中で扱うということですね。

安保副議長。

○安保友博副議長 今日の中というか、もうとにかく早く。

○待鳥美光委員長 休憩します。（午後 0時08分 休憩）

再開します。（午後 1時00分 再開）

それでは、午前中に提出をされました申入れ書についての意見交換で、これは、議員間協議をすることを求めるというふうになっておりますが、その趣旨についてもう一度御説明いただいてもよろしいですか。

内山委員。

○内山恵子委員 今回のこの申入れ書については12月定例会の富澤議員の一般質問のときもなんですが、その前に行った小嶋議員の一般質問の際も、副市長から全般の流れを遮るようなそういう行為があって、議場にいた者としては、そのときに少なからず違和感というものを感じております。だから、それに対して、そのままいいんだではなく、議会としてやはりその辺は問題点としてやめてもらいたいという意思をしっかりと、議会として執行部のほうへ提出する必要があると思いますし、そういう趣旨を踏まえてそれに賛同した議員で申入れ書を作成しております。

皆様も実際その定例会であったやり取りの中で、それはちょっと異常な状況だったということは皆さん感じていると思います。そこが表現として適切じゃない部分があるのかもしれないのですが、やはり違和感をしっかりと伝えるということ、それをやっていただきたいということでこの申入れ書を作成しております。

そして議長の名前で執行部のほうへ申入れをしていただきたいと考えています。

○待鳥美光委員長 ただいまの趣旨で何か確認事項等はございますか。

休憩します。（午後 1時02分 休憩）

再開します。（午後 1時03分 再開）

金井委員。

○金井伸夫委員 この場でこれが認められれば、議長から出していただくということのように伺ったんですけども、この内容につきましては、さっきも言いましたけれども、1番につきましては、質問の内容はどんな質問だったのかも一度確認する必要があると思っております。富澤議員の質問に対して大島副市長の答弁が後で謝罪しておりますけれども、このまま結論出すのは非常に難しいなというのは、その内容につきまして改めて確認してみないとこの現状では記憶が、特にどんな議題でそういうことになったのか等そこら辺の背景と、議題の内容がいま一つ確認できていないので、これをそのまま出すということについてはちょっと難しいなと思っております。

それから、さっき小嶋議員の話についてもありましたけれども、小嶋議員の質疑についても今ひとつちょっと記憶がないということと、またそれ以外にも12月定例会の一般質問では安保

副議長のほうからも毎回のよう質問出されるんですが、統合型地域包括ケアの件も逆に言えば、そっちのほうで質疑において問題あるかなと思っておりまして、理事者側は弁護士に相談したからいいんだという答弁で終始しておりますけれども、あちらの問題もむしろ今回のこの上がっている問題より大きいんじゃないかという気もしますので、そういったことを含めると、今回これでもって文書化して議長から出していただくというのは、ちょっと私としては難しいかなと思います。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 今回は富澤議員の質問に対しての答弁というのは何回もやっていると言っていますが、全てちゃんと納得いく答弁が返っていないのでそれを質問しているわけであって、それに対して質問を遮るような発言が副市長から、もうささいなことを何度もしつこく言うてくるような、そのような発言を実際に行っているわけで、それは非常に議会を乱している行為だと私は認識しています。ですから、そのときの齊藤議長の判断としては、過去のことで言いませんが、少なくともそれに対して議会としてちゃんと問題点があるということをしつかりと執行部のほうに示すことがないと、やはり議会として、その程度でいいんだと執行部から見られてしまう可能性もあります。なので、やはりここは毅然とした姿勢を議会として見せる必要があると私は判断します。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 金井委員に確認ですけれども、今の私に関して問題があるというのは、私が問題ですか、それとも執行部が問題ですか。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 どっちに問題があるのか分からないもんかね、やり取り聞いていて。どっちが問題あるというんじゃないくて、どうも理事者側が質問に答えていないなというのが、それは何か弁護士から言われたからいいんだというようなことでそういう答え方だから、そのままでもいいのかなと思っているんですよ。

だから、こっちの問題も大きいと思っているから、そこら辺も含めて行政側に出してもらえばいいのかなと思うんで、だから、今日突然これ出されて、出しますよというのはちょっと難しいなと思っています。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 いまいち分からないんですけども、質問に答えるか答えないかということは、それぞれの議員が自分なりにリサーチをして、その思いを持って質問をしているわけですね、問題があるからということ。それに対して、答えがしっかりしたものが返ってこない、繰り返し質問するというのは当然あると思うし、同じ質問を繰り返してもしょうがないので聞き方を変えたりとかそういうことはもちろんしますが、そうした中で、答えが返ってこないということに対しての問題意識というのは私も思っています。だからこそ同じことを何回も繰り返してやっているわけです。

だけれども、その趣旨というのは、もう問題があっても、その問題に臭い物に蓋という形でやってしまうということで、その市政をほったらかしにするということになるので、それは議員としての怠慢になるので、それは私はやりません。なので、私はそういう考えを持って、その質問をずっと続けていくし、それは何のためにやっているかといったら、市政を前に進めるためなんです。

そういう話をしている中で、それが問題だとおっしゃられているにもかかわらず、今回このように大きな問題が露見したということに対して、きちんとした対応を求めるという内容になっているので、それについてもし分からないのであれば、会議録を確認していただきたいと思いますし、その趣旨を酌んでいただいて、議会としてやはりしっかりとした態度を示さなければ、議会としての存在意義というのを問われることになりかねないので、その旨御理解いただいてぜひ御賛同いただけたらと思っております。

○待鳥美光委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 だから趣旨はよく分かるんですよ。ただ、1番についてはその内容をさっきおっしゃったようにちょっと会議録当たってみて確認したいということなんです。だから、今回どうしても出すと、時間的制約で出すということであれば難しいと言っているわけで、また次回議論する機会があれば、その間に会議録をチェックした上で、この1番の問題はどのような経緯だったのか確認した上で、話も進めたほうがいいかなと僕は思っているんですけれども。

それから、小嶋委員外議員の質疑の問題もあるらしいし、さっき言ったように安保副議長の質疑についても問題があると思いますので、そこら辺も含めて議会から出したほうがいいかなと思うわけなんです。

○待鳥美光委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 この申入れ書の1番のどの部分が問題になるか。会議録を取り寄せて読んでみたんですが、該当する場所はある程度明確になると思います。要は、反論意見とあって、反問権に近いような反論ですので、答弁にはなっていないというような事実はあります。最後に登壇して大島副市長が謝罪をしていますので、嚴重注意ぐらいの案件ではないかなという気もするんですが、特に小嶋議員に対しての不規則発言に関しては嚴重注意をしたほうがいいかなという、副市長に関しては。そういう感じがします。

○待鳥美光委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 今回、立て続いて不規則な発言があったと私は認識をしております。やはり、今おっしゃったように御自身で謝罪をして取消しをされているというような内容のものでもありましたし、また間違いなく不規則、要するに議場というのは議長の采配の中で進行される場でありまして、副市長といえども議長の許可なく発言はしてはいけない場所であるということはもう十分御存じのはずです。その中で、議長からの許可もなく発言をされたという場面が確実にございましたし、その後、富澤議員に対しても、ああいう場では言ってはいけない発言があって、取消しをされているという事実がございます。度重なることが今後は起き

てはいけないという心配がありますので、何らかの形でしっかりと議会としてはこのように考えているんだということはお伝えすべきであると思います。

○待鳥美光委員長 内山委員。

○内山恵子委員 この申入れ書というものを早く出してほしいとこちらが要望しているのは、時間がたてばたつほど向こうにとっては過去のことになってしまうし、今、年明けてしまっただけからでは本当に遅すぎるぐらいだとは認識していますが、なるべくスピード感を持って議会としても対応しないと、今後もまた3月の定例会で同じようなことが繰り返されると、議会としてちょっと恥ずかしいんじゃないかとも思いますので、ぜひスピード感を持って対応していただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今回この申入れ書というのが、この日付では12月17日になっているんですけども、今日多分初めて見た方とかもいらっしやると思うんです。今日この場ですぐ結論を出すということは多分難しいんじゃないかなと思うんです。そこら辺の日取りというか、どういうふうにしていくのかなということも含めて考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、どうなのでしょう。

○待鳥美光委員長 例えば今日これに対して賛否を取って、議会としての意思って出すかどうかというのを決めなければいけないということでしょうか。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 早急にはしてほしいけれども、でも実際ほかに見ていない議員とかも多分いらっしやるから判断に困っていると思います。

○待鳥美光委員長 齊藤議長。

○齊藤克己議長 12月議会のことで、その中でやり取りがあるわけですけども、議長として裁量の中でいろいろ判断した上で行って、もちろん副市長から謝罪の言葉もありましたし、その文言については取消されているわけですよ。そういう中で、その場で各議員の対応というのもいろいろ様々、その場において判断もあったわけで議会というのが進んでいるわけです。ですので、それを基本的に根本から、またあのときこうだった、こうだったという話になってしまうと、それぞれがやっぱり判断というのは求められて、あの場で判断しているわけですから、なかなかそこまで遡るといえるのは、あの場で判断していることですので、それをまず御了解いただかないといけないんじゃないかと思います。

ですので、これに関しても、どちらにしても決めた上で、判断の日を延ばしてまたずっと尾を引くという話でもないでしょうし、どこかで結論をつけた上で、これはこうじゃないかということ。私の場合は、議員であれば発言については留保したりして発言訂正をお願いしたりする場合がありますけれども、執行部側の発言についてはその余地もございませんので、やっぱりそれは責任を持って判断、それぞれ発言していただいている執行部側の発言というのは、それは責任があるものでしょうし、そういうふうにしていただいているわけですから、それは



その場で云々というのはできないでしょうし、そこら辺のところをちょっと踏まえた上で、一度結論を出していただく。もし今日でできないのであれば早急に結論を出していただくということでいいんじゃないでしょうか。

○待鳥美光委員長 ここで、これを議会として申入れしますか、しませんかという問いかけになっちゃうと思います。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 17日にまた広報の議運があるじゃないですか。多分ほかの議員にも見せたい会派の人とかもいらっしゃるから、そこで結論を出すのはどうですか。1か月先とか延ばすのはなしだと思います。

○待鳥美光委員長 そうですね、今の段階だと結局議運の委員個人の考えという形になってしまいます。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 変な話、議運の委員長も多分今日初めてこれを見たと思うので、そこら辺の判断だったりというのは難しいんじゃないかなと思います。

○待鳥美光委員長 確認なんですけれども、議運で例えばこれは、じゃ、議会の意思として賛成ですという形になれば出しますけれども、そうならなかった場合に何もしないということになるんですか。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 どういう形でお伝えするのか分かりませんが、そういうこともあり得るでしょうし、向こうに何らかの形で伝えるということもあり得るかもしれません。

○待鳥美光委員長 例えば、有志の議員の意思として出すということもあり得るということですか。

齊藤議長。

○齊藤克己議長 はい。

○待鳥美光委員長 安保副議長。

○安保友博副議長 今、議長から説明があったところはおおむね理解するところなんですけれども、蒸し返すのではなくて、その当日17日に出していますので、そこら辺は御留意いただきたいと思います。

○待鳥美光委員長 それでは、鳥飼委員の御意見もありましたので、一旦持ち帰って17日に検討ということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

以上で本日の案件は全て終了しました。本日の記録及び会議の公開資料等については、委員

長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

午後 1時21分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 待 鳥 美 光